

## 第 61 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	平成 30 年 6 月 11 日（月）10 時 00 分から 11 時 55 分まで
場 所	県庁北館 5 階 収用委員会室
出 席 委 員	河合委員（委員長），今井委員，岡崎委員，鳥谷部委員，松本委員
議 題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（仮称）教室棟ほか新築工事 【都市計画課】</p> <p>②山根町 5 地区 急傾斜地崩壊対策工事 【西部建設事務所】</p> <p>③野間川ダム 周辺整備工事 【東部建設事務所三原支所】</p> <p>④広島県女性総合センター内装工事 【人権男女共同参画課】</p>
審議対象期間	平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

## 報告内容

## 議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	98件
指名競争入札	47件
随意契約	6件
合計	151件

○指名除外措置を行った件数は4件

○低入札価格調査を行った件数は17件

○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 意見・質問

## 回答

○低入札価格調査を行ったもののうち、総額失格基準価格が非適応になっているものがある。理由は。

○予定価格5億円以上の場合は、総額失格基準価格を撤廃している。

○落札率が54.3パーセントの事案がある。あまり見ない低い数字である。特殊な事情があったのか。

○この工事は、機器更新工事であり、機器費は設計額の6割以上を占めている。落札業者からは、この工事と同時期に実施する同種の工事が全国で複数あり、ハードウェア及びソフトウェアの設計及び製作を並行で進めることで、大幅にコスト削減でき、さらに、現行システムの納入実績があり、システム全体を設計、製作していることから、基本設計業務においても、コスト削減ができたと聞いている。

○落札率54.3パーセントの事案の他の応札者の応札額は。

○4者とも低入札で、うち重点調査が3者であった。

○落札率54.3パーセントの事案は、予定価格を設定する段階では予想できなかったということか。

○7者に参考見積りを依頼して、一番安価なものを基準として設計した。業者も、参考見積りには反映できなかったというような状況である。

○賃貸借契約中の建物の内装工事において、貸主が業者を指定しているため、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことを理由とし随意契約している事案がある。賃貸借契約は、公共工事をどの程度拘束するかについて、具体的な決まりはないのか。

○所有者との契約に基づくことになる。ただし、公共工事なので、通常の入札等で業者を決定したいという交渉を行っていたが、やむを得ず、随意契約に至ったと聞いている。

○今回は、特に学校建設関係で億単位の入札で応札者が1者という結果になっている。そもそも競争が働くような仕組みになっているのか。この結果についてどのように考えているのか。

○競争入札を実施する場合は、参加可能な業者が一定の地域にどれくらいいるかを見込んだ上で、要件を設定している。結果として1者になった。

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

意見・質問

回答

○億単位の入札で応札者が1者というのが散見される。今後は、入札時期を分散させる等の競争が働くような方法を検討してもらいたい。

○業者が複数の応札をしようとする、それぞれに対して、現場責任者を立てる必要があり、人がいなければ、どこか一つへ応札をせざるを得ないということになるのか。

○今回は、開校が近づいたという要因もあって、このような入札時期となった。適正な競争で入札を行うことは基本理念としてあり、今後とも、入札に参加しやすい時期や工期などの環境を考えていきたいと思っている。

○そうである。

【技術管理担当監／水道課参事／建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（仮称）教室棟ほか新築工事

意見・質問	回答
<p>○予定価格は出ているのか。</p> <p>○応札者が1者しかなかった要因は。</p> <p>○技術評価点は40点満点で14.7点であり、半分ないのだが、特に問題はないのか。</p> <p>○叡智学園の食堂棟の新築工事は応札者3者であったが、こちらの方が人気であったということか。</p> <p>○業者は、いつごろ入札公告があるだろうと予測できるのか。</p> <p>○複数ある叡智学園の入札で、業者が複数の入札に参加していないのはなぜか。</p> <p>○専任配置技術者という制度は、二つの入札に参加していたら、2人分の専任配置技術者を確保しないといけないのか。</p>	<p>○事前公表である。</p> <p>○建築工事は、全国的にオリンピックの開催で、労務費単価も高止まりの状況であり、大変好調だという状況である。また、本事案が島嶼部という制約のある工事であること、年度末の発注であること、専任配置する技術者には1級建築士又は1級建築施工管理技士に加え監理技術者の資格を求めたことが要因であったのではないかと推測している。</p> <p>○技術評価点は、下限値を設けていない。ただし、この点は、すごく良いともいえないが、かなり悪いということもない。</p> <p>○食堂棟は、鉄筋コンクリート造である。その他は木造であり、住宅のような小規模な木造であれば問題はないのだが、学校の校舎のような大規模建築工事における木造というのは施工業者が少ない。鉄筋コンクリート造は、多くの業者が経験済みで、下請業者も多い。食堂棟が人気であった理由は構造の違いだと考えている。</p> <p>○平成31年4月開校などという新聞報道があれば、業者は概ね入札時期を予測できるとは思っているが、正式には、発注見通しということで、工事発注年度の当初に情報を公開している。</p> <p>○発注者側は、業者が複数の入札に参加することを期待していた。できるだけ複数に入札できるような入札条件にしたのだが、業者に受注の余力がないためだと推測している。</p> <p>○そうである。ただし、二つの入札に参加しても落札できるかどうかかわからないので、二つの入札に2人の同じ専任配置技術者をエントリーして、その入札結果によって、どちらかを配置するという方法は可能である。</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案1 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称) 教室棟ほか新築工事	
意見・質問	回答
<p>○叡智学園の公告は、同時期に4件あった。うち3件はそれぞれ1者しか応札しなかったが、結果としては、3件全体では3者の応札者はいた。何らかの事前協議があったかなどの確認をしているのか。</p> <p>○応札可能者46者の業者名を公表して、公告しているのではないのか。</p> <p>○この入札は、応札者1者、落札率100パーセントということで、どのように説明をするのかということがあると思う。予定価格は公表されているので、落札率100パーセントは何もおかしいことはない。また、学校の校舎という特殊性もあって、業者の仕事のしやすさとか、木造であるとか、その他の状況で、この応札者1者、落札率100パーセントというのは適正で、不適正と思われることはない。そのような理解でよいのか。</p> <p>○島嶼部の工事は、職人の確保や人件費が難しいのか。</p>	<p>○確認できていない。予定価格が事前公表なので、業者が工事規模で選択した結果だと思う。なお、事前協議をするためには、業者が応札可能業者を把握している必要がある。県は、指名競争入札であっても指名業者を公表していない。今回は、一般競争入札なので、応札可能業者が46者いる。業者は、県のデータを全部把握しているわけではないので、どの業者が入札に参加できるかということ把握できないはずである。このため、業者間で事前協議をすることは、極めて難しいと思っている。</p> <p>○公表していない。</p> <p>○そうである。契約後に業者から聞き取りをすると、技術者の確保や島嶼部であるということからうまみのある案件ではないが、県が大きく広報しているビックプロジェクトなので、業者の名前を売るために、入札に参加したとのこと。特に、そのうち2者は、工事現場に近い東広島市の業者なので、地元へのPR効果もあるということも、働いたのかなと思っている。それがないければ、不調、不落の可能性があったと思う。</p> <p>○そうである。業者は、フェリーの乗船率が高いので、フェリーの利用が確実にできるかを懸念していた。フェリーのチャーター代は出るのかという質疑もあった。そのようなリスクが高い入札であったということは間違いないと思う。</p> <p style="text-align: right;"><b>【営繕課長／技術管理担当監／建設産業課長】</b></p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案2 山根町5地区 急傾斜地崩壊対策工事	
意見・質問	回答
<p>○法面工事の費用は、落札者が一番少ないような形になっている。それについては、低入札価格調査に影響はあるのか。</p> <p>○応札者15者のうち、応札者13者が全く同じ金額ということはよくあるのか。</p> <p>○多くの応札があるので、競争があると理解してよいのか。</p> <p>○予定価格以上の応札で無効になっている業者がいるが理由は。</p>	<p>○法面工事については、業者が所持している機材や従業員の経験年数などでそれぞれの業者が見積りをしている。このため、法面工事の費用が安価だということだけをもって、不適切な工事になるという判断はしていない。</p> <p>○低入札の調査基準価格を公表していないが、事前に予定価格を公表している。予定価格から調査基準価格を算出する方法を公表しているので、調査基準価格を下回らない価格で応札があった結果と考えている。さらに、低入札の場合は施工条件など品質を確保するために様々な条件を課しているので、業者は調査基準価格を下回る応札はあまりしない。</p> <p>○そうである。</p> <p>○業者からは、同日付の別の入札に応札するつもりであったが、誤ってこの入札に応札したと聞いている。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 野間川ダム 周辺整備工事	
意見・質問	回答
<p>○工事成績評定点が65点以下ということで、指名から除かれている者がいるが、0点は除く対象にはならないのか。</p> <p>○工事成績評定点65点は、一律で決まっているのか。</p> <p>○災害支援制度を辞退した者が除く対象になっているが、その災害支援制度はどのような制度か。</p>	<p>○工事成績評定点は、請負対象金額が500万円以上の工事を対象としている。0点の業者は500万円以上の工事の受注実績がない。500万円以上の工事を受注してなくても、500万円未満の工事の積み上げで、県の工事実績となる。500万円未満の工事ではどのような工事を行っているか確認できないが、65点以下の工事成績評定点の業者については、選定しないこととした。</p> <p>○工事成績評定点の考え方は、施工体制とか施工状況、出来栄えなどから評価をして、65点を下回るとは著しく不良という評価になる。県の建設業者等指名除外要綱でも、65点を下回るとは指名除外理由になっている。</p> <p>○災害支援制度は、正式名称は広島県公共土木施設災害支援制度で、平成19年度からある。災害が発生したときに、災害発生後の情報の収集を効率的に行うために、建設業者などに協力してもらう制度である。具体的には、事前に登録をしてもらい、災害時には業者の近くの道路や川などを県の依頼に基づき、巡回し、被害状況を県に報告する。さらに、例えば、危険な箇所には、バリケードを設置するなど最低限の対応をってもらう制度である。制度には、1時間以内に活動地域に参集できる人が最低限3人以上確保できることと、また、県との連絡のために事務所にも1名以上連絡員を配置できるなどの条件がある。業者の事業規模が縮小していくなかで、人の確保が難しいということから、辞退者も最近多い。指名業者の絞り込みに当たって、災害支援制度を辞退した者を除くことにした理由としては、他の業者は迅速な災害対応に協力をしてもらっており、辞退者とは差を付けた。</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 野間川ダム 周辺整備工事	
意見・質問	回答
<p>○災害支援制度を辞退した者は、工事完成高は二番目に高い。災害支援に協力する体制になっていないのは疑問に感じる。</p> <p>○災害支援制度の辞退の確認はどのように行うのか。</p> <p>○工事成績評定点の対象期間を教えてください。成績の悪い業者は、永久的に除外されてしまうのか。</p> <p>○過去4年間の工事成績評定点を対象とすると、指名業者の対象が必要以上に少なくなるのではないか。</p> <p>○辞退者が多い。理由はあるのか。</p>	<p>○この業者に聞き取りをしたわけではないが、業者が抱えている現場の安全確保も必要になり、特に、大雨が降っているときに、社員を集めるというのも、難しいところもあるのだろうと思う。あくまでもボランティアでお願いをしている制度なので、辞退することに対して、強く言えない。</p> <p>○2年ごとに登録することになっており、辞める場合には辞退届を提出してもらう。</p> <p>○500万以上の県工事で工事成績評定点を付けており、過去4年間の平均点を記載している。基本的に2年ごとに更新する。</p> <p>○工事成績評定点が65点を下回るというのは、かなり悪い点である。工事成績評定点は、65点を持ち点とし、加点方式で、基本的には点数が上がっていくような仕組みになっている。事故を起こすとマイナス点となるが、65点を下回るとは極めて少ない。このため、65点を下回る場合は、ペナルティを講じるべき対象としている。</p> <p>○三原市内において、東部建設事務所三原支所が平成29年11月以降に発注をした指名競争入札は8件あり、標識の設置工事などの特殊な工事を除いて、多くの辞退者が出ている状況であった。考えられる原因としては、近年、公共事業の縮小で多くの企業が事業規模を小さくしており、発注時期が遅い工事の場合には、主任技術者や作業員の確保が難しかったことが推測される。</p> <p style="text-align: right;">【東部建設事務所三原支所長／技術管理担当監 ／建設産業課長】</p>



議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案4 広島県女性総合センター内装工事	
意見・質問	回答
<p>○予定価格は公表しているか。</p> <p>○参考見積を基に設計書を作成することは法の趣旨に合致しているのか。</p> <p>○随意契約は、価格競争がないので、価格が大きく下がることはないが、過去の例では価格が少しだけ下がっている場合が多い。この事案についても、随意契約だとしても価格面で何か努力をしたというのが見えるようになっていないのか。</p> <p>○工事が建物の躯体に関わる場合は、賃貸借契約に基づく貸主の承諾がないとできないことは理解できるが、その工事は貸主が指定した業者でなければならないというのは違和感がある。そもそも公共工事が、民間との賃貸借契約に拘束されるのかどうかという抜本的な問題になると思う。このようなことを個々の契約担当者がそれぞれ検討するのは難しいので、一定のルールがあった方がいいのではないのかと思う。今回の事案が随意契約になることについての異論はない。</p> <p>○随意契約となった一番の理由は。</p> <p>○賃貸借契約は、いつ締結したものか。</p> <p>○賃貸借契約締結のときには、貸主が業者を指定することは公共工事との関係でどうなのかというような議論にはならなかったのか。</p> <p>○民法上の賃貸借契約が地方自治法上の公共工事を拘束することになるかどうかということを含めて県全体として検討したほうがよいのでは。</p>	<p>○公表していない。参考見積を徴収し、それを基に設計書を作成した。</p> <p>○業者が指定されていたので、やむを得ないと考えている。工事内容や金額が適正かどうかは、営繕課の確認を受けている。</p> <p>○当初の工事計画に追加する工事を依頼したときに、少しでも安価にするための価格交渉をしている。設計額は、価格交渉をした上での参考見積を基にしているため、業者の言い値ではない。コスト削減の努力はしている。</p> <p>○貸主から工事箇所が躯体や構造に係る部分なので、貸主の指定業者で工事してもらいたいという話があったことである。最初は、貸主の指定業者以外からも見積りを徴収したいという交渉をしていたのだが、貸主と折り合わなかった。</p> <p>○平成30年2月1日である。</p> <p>○賃貸借契約締結前に貸主と交渉をした。</p> <p>○県が民間物件を借りる際の契約のあり方について、財産管理部門等と協議をしたいと思っている。</p>
	<p>【人権男女共同参画課参事／建設産業課長】</p>